

「電気・ガス料金支援」に係る 電気料金の特別措置の特例承認申請について

当社は、国の「電気・ガス料金支援^{※1}」（以下、「本支援」）による電気料金（最終保障供給料金および離島等供給料金）の特別措置を講じることとし、本日、経済産業大臣に特例承認申請を行いました。

本支援の電気料金の値引きを通じて生活者・事業者を支援するという趣旨に鑑み、支援対象となる全てのお客さま^{※2}へ迅速に支援をお届けするため、電気料金からの値引きを実施いたします。

このため、燃料費調整単価の軽減による電気料金の特別措置を講ずることとし、「最終保障供給約款以外の供給条件」および「離島等供給約款以外の供給条件」の設定について、経済産業大臣に特例承認申請を行ったものです。

なお、本支援における特別措置の内容は下記のとおりです。

記

1. 特別措置の内容

特別措置の適用にあたり、お客さまご自身でのお手続きは不要です。

【低圧で供給を受けるお客さま】

- ・ 離島等供給約款〔低圧用〕に基づき算定される2026年8月分および10月分（2026年7月使用分および9月使用分）の電気料金に適用となる燃料費調整単価から、1キロワット時につき3.5円（税込み）を、2026年9月分（2026年8月使用分）の電気料金に適用となる燃料費調整単価から、1キロワット時につき4.5円（税込み）を差し引いた単価に基づき電気料金を算定いたします。

【高圧で供給を受けるお客さま】

- ・ 電気最終保障供給約款および離島等供給約款〔高圧・特別高圧用〕に基づき算定される2026年8月分および10月分（2026年7月使用分および9月使用分^{※3}）の電気料金に適用となる燃料費調整単価から、1キロワット時につき1.8円（税込み）を、2026年9月分（2026年8月使用分^{※4}）の電気料金に適用となる燃料費調整単価から、1キロワット時につき2.3円（税込み）を差し引いた単価に基づき電気料金を算定いたします。

※1 2026年5月25日の記者会見で高市内閣総理大臣が発表した中東情勢を踏まえたエネルギー価格高騰対策。対象期間における請求金額を算定する際に、直接反映する形で料金の値引きを行い、電気料金の上昇によって影響を受ける家計や価格転嫁の困難な企業の負担を直接的に軽減する。

※2 本支援は低圧および高圧で供給を受けるお客さまを対象としており、特別高圧で供給を受けるお客さまは対象外。

※3 大口検針のお客さまについては、2026年8月使用分および10月使用分。

※4 大口検針のお客さまについては、2026年9月使用分。

2. 本支援に関するお問い合わせ先

詳細につきましては、経済産業省資源エネルギー庁の特設サイトをご覧ください。
電気・ガス料金支援お問い合わせ窓口へお問い合わせください。

《経済産業省資源エネルギー庁の特設サイト》

<https://denkigas-gekihenkanwa.go.jp>

《お問い合わせ窓口》

電気・ガス料金支援お問い合わせ窓口

TEL. 0120-013-305

【受付時間】

平日9時から17時まで

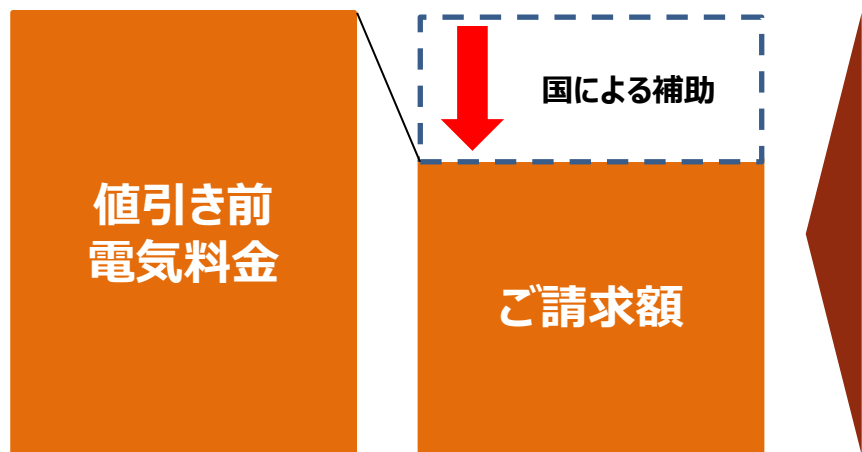
以 上

(別紙) 特別措置による電気料金のご負担軽減イメージ

1. 特別措置による電気料金のご負担軽減イメージ

(別紙)

- 今回の特別措置による電気料金のご負担軽減イメージは、以下のとおりです。
- 燃料費調整単価から軽減単価（下表参照）を差し引いた単価により、電気料金を算定いたします。

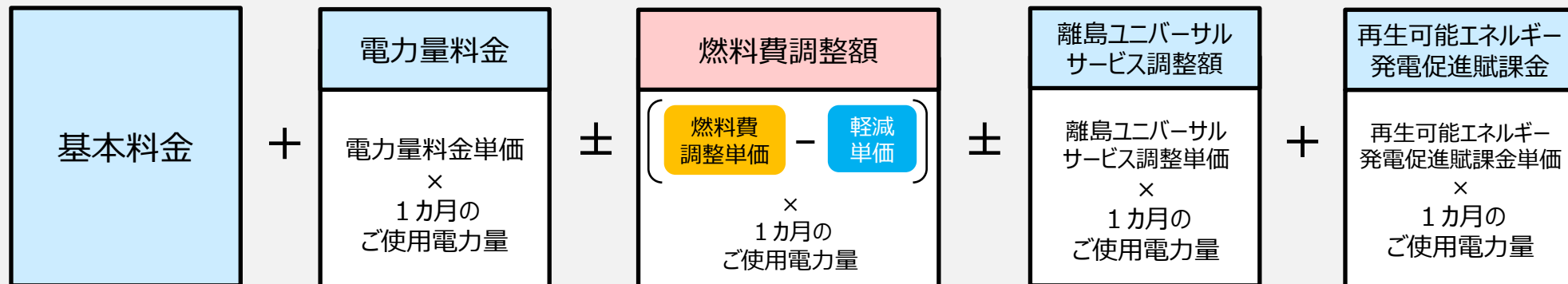


▶ 「軽減単価」×「1か月のご使用電力量」を値引きいたします。

【軽減単価】

	2026年8月分および10月分 (2026年7月使用分および9月使用分)	2026年9月分 (2026年8月使用分)
低圧	3.5円/kWh	4.5円/kWh
高圧	1.8円/kWh	2.3円/kWh

一般的な家庭用の電気料金の計算方法



2. モデル料金への影響

- 今回の特別措置により、家庭用のモデル料金（従量電灯B・30A・260kWh/月）において、2026年8月分および10月分（2026年7月使用分および9月使用分）については、電気料金から910円の値引きを行います。
- 2026年9月分（2026年8月使用分）については、電気料金から1,170円の値引きを行います。

【モデル料金への影響（税込み）】

	2026年8月分	2026年9月分	2026年10月分
電気料金	9,755円	9,755円	9,755円
値引き後 （ご請求金額）	8,845円	8,585円	8,845円
値引き額	910円	1,170円	910円

※上記料金は、離島等供給約款〔低圧用〕（2025年4月1日実施）により算定を行っております。

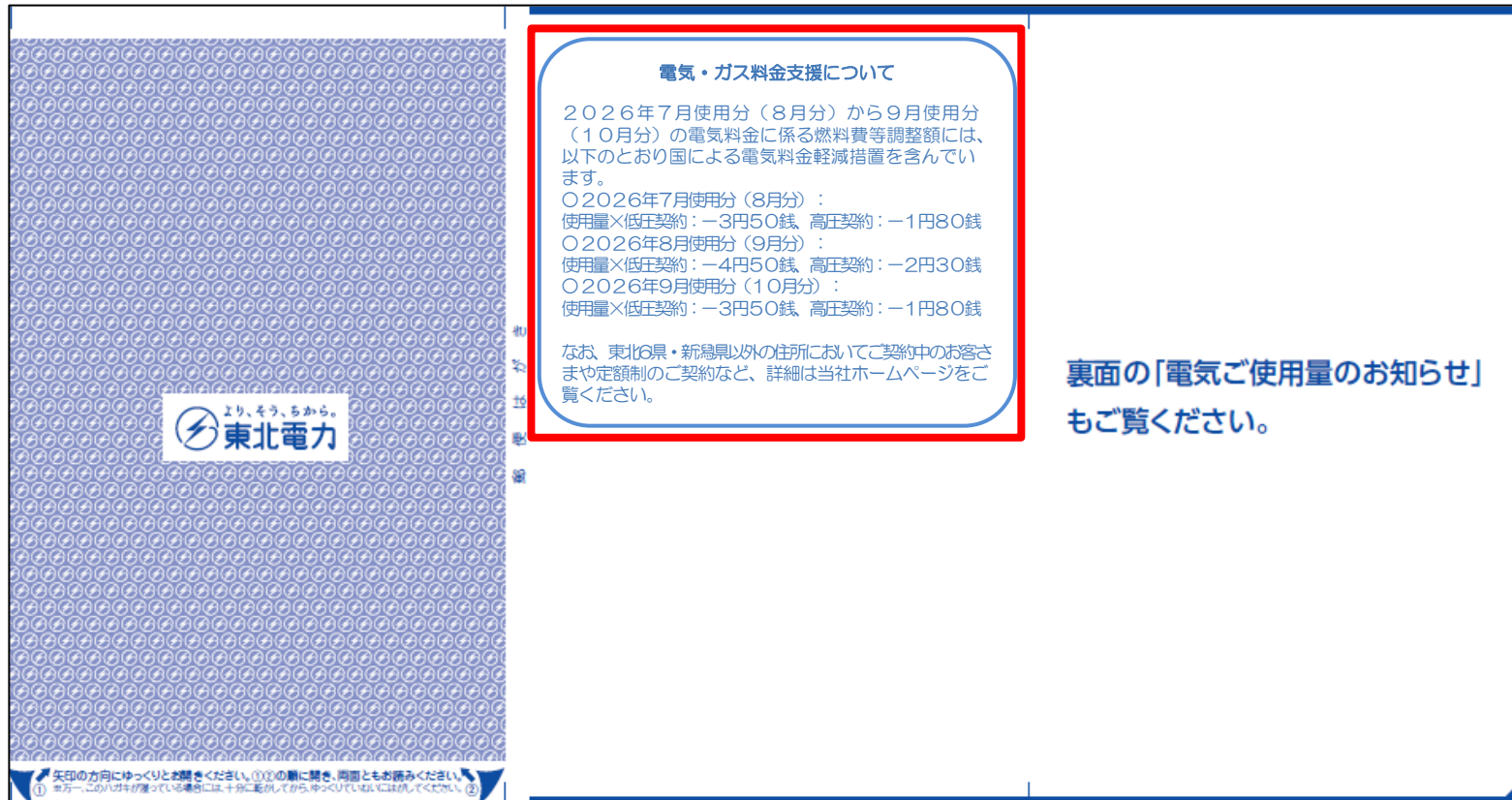
※従量電灯B(30A、260kWh/月)の料金ご負担イメージ（毎月のご使用量は一定と仮定）です。

※上記料金には、燃料費等調整額および再生可能エネルギー発電促進賦課金を含んでおりません。

3. 特別措置に係るお客さまへのお知らせ方法について

- 1. に記載のとおり、今回の特別措置により、電気料金は燃料費調整単価から軽減単価を差し引いた金額に基づき算定されます。このため、当社の収納代行を行う東北電力株式会社が、お客さまへ検針ハガキ等でお知らせする際に表示する「燃料費等調整単価」は、特別措置適用後（低圧の場合は▲3.5円/kWh反映後）の単価となります。
- さらに、特別措置が適用されていることを明示するため、以下のとおり、「料金には国による電気料金軽減措置が含まれている」旨をお知らせいたします。

【検針ハガキの裏面へのお知らせイメージ】



3. 特別措置に係るお客さまへのお知らせ方法について

【検針結果お知らせWEBサービスでのお知らせイメージ】



ご使用量のお知らせ



料金のお知らせ



口座振替完了の
お知らせ



ご使用実績



お知らせ



ユーザー情報変更

[ホーム](#) / 料金のお知らせ

当社は、国による電気・ガス料金支援として電気料金の軽減措置を実施しており、2026年7月ご使用分（8月分）および2026年9月ご使用分（10月分）の電気料金について、低圧契約は1kWhあたり3円50銭、高圧契約は同じく1円80銭を、2026年8月ご使用分（9月分）の電気料金について、低圧契約は1kWhあたり4円50銭、高圧契約は同じく2円30銭を差し引いた金額をご請求いたします。詳細については、[こちら](#)よりご確認ください。



料金のお知らせ

2026年08月



PDFで保存

